

2012年10月発行

京都国連寄託図書館

News Letter No. 11
Autumn 2012

Open: 月-金曜日 10:00-17:00 *土日祝日、年末年始、夏期休暇期間は閉館
〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1 立命館大学衣笠キャンパス明学館1階
TEL: 075(465)8107 FAX: 075(465)8334

子どもの人権って何だろう?



子どもは成長して大人になるまで保護されなければいけない大切な存在であり、同時にひとりの人間として尊重されなくてははいけません。世界に目を向けてみると、教育を受けることができなかつたり、病気になって幼くして命を落としたりする子どもたちもまだまだたくさんいます。子どもの人権について、少し考えてみませんか？

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) (Convention on the Rights of the Child)

この条約は、国連が18歳未満を「子ども」と定義し、その基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年11月20日に国連総会において採択し、翌1990年9月2日に発効しました。

現在、193の国が締結しています。(未締約国は2カ国[アメリカ・ソマリア])

子どもの権利に関しては、1924年のジュネーヴ宣言や1959年の「児童の権利に関する宣言」が採択されていましたが、批准する国が条項の実現を約束するものではありませんでした。

<4つの基本的な柱>

○ 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければいけません。

○ 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また自分の考えを持つことも自分らしく成長するために重要です。

○ 生きる権利

子どもたちは、健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。

○ 参加する権利

子どもたちは自分に関係のあることについて意見を表したり、グループを作り活動したりすることができます。

◆2つの選択議定書…上の条約に新たに2つの選択議定書が採択され、2002年に発効しました。

1. 子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

(Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography)

2. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書

(Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict)

* 選択議定書とは?…条約に新たな内容を追加する際に作られ、条約と同じ効力を持ちます

参考・引用資料:「世界子供白書特別版2010」・日本ユニセフ協会HP

◆開発途上国の子どもたちの現状は？

①5歳までに死んでしまう子どもたち

毎日の食事が取れず、病気になっても病院で治療を受けられない貧しい国では、5歳になるまでに亡くなる子どもがたくさんいます。その原因の多くは安全な水やワクチンがあれば防ぐことができるものです。

②学校に通うことができない子どもたち

開発途上国には、学校に行けない子どもがたくさんいます。教育を受けることができないと、読み書き・計算ができずに、安定した職業に就けず、収入の少ない生活が続き貧困から抜け出せないという悪循環が続いてしまいます。

①5歳未満で亡くなる子ども (2011年/出生1000人あたり)		②文字が読める15歳以上の割合 (2005-2010)	
サハラ以南アフリカ	109人	欧州・中央アジア	98.0%
南アジア	62人	オセアニア	93.5%
中東・北アフリカ	36人	中南米	91.0%
オセアニア	20人	アラブ諸国	72.9%
中南米	19人	南アジア	62.8%
日本	3人	サハラ以南アフリカ	61.6%

出典：UNICEF Progress Report 2012:

出典：「人間開発報告書 2011」

Committing to Child Survival: A Promise Renewed

ユニセフと「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

ユニセフ(国連児童基金)は、子どもの権利条約(第45条)により条約の内容の実施に関する助言や検討などの専門的な役割を与えられています。

条約の発効後、ユニセフは、この条約の執行状況を確認し、参加国に助言を与える「子どもの権利委員会」に参加するとともに、支援活動や先進各国での社会的な働きかけなどを通し、条約に書かれている権利の実現を目指しています。

関連資料の紹介

◆『Legislative history of the Convention on the Rights of the Child』 Vol. I, II

「児童の権利に関する条約」が制定された背景と審議の過程が詳しく書かれている。

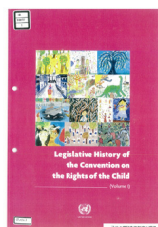
◆『世界子供白書 特別版 2010 「子どもの権利条約」採択20周年記念』

2010年版は、過去20年間に「子どもの権利条約」が子どもの生活にどんな変化をもたらしたかを振り返っている。

世界の子供を取り巻く問題を取り上げており、巻末には、各国の統計データ(5歳未満児死亡率、乳幼児死亡率など)も掲載されている。

参考・引用資料：日本ユニセフ協会HP

世界子供白書 2010. 人間開発報告書 2011



11月の展示のお知らせ

「アフリカを読む・知る・楽しむ

子どもの本展」

11月1日(木)～11月30日(金)
NGO「アフリカ子どもの本プロジェクト」で提供しているアフリカ関連の本、写真絵本を約100冊展示します。ぜひ手にとって読んでみてください。

主催：立命館大学国際協力資料センター



本号で取り上げた刊行物・雑誌・ニュースレター等は、京都国連寄託図書館でご覧になれます。ぜひ、この機会に京都国連寄託図書館へ足をお運びください。

国連寄託図書館とは・・・

“国連”のことを広くみなさんに知っていただくために、国連が世界に設置している図書館です。また、どなたでもご利用いただけます。

京都国連寄託図書館では、年四回ニュースレターを発行します。送付をご希望の学校関係者の方は、下記までご連絡ください。なお、個人への直接送付は行っておりませんのでご了承ください。

発行：京都国連寄託図書館
〒603-8577

京都市北区等持院北町56-1
立命館大学衣笠キャンパス明学館1階
TEL：075(465)8107

FAX：075(465)8334

URL：

<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/in/cger/kunl/index.html>

Kyoto United Nations Depository Library

News Letter No.11